

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	地域センター等	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査

平成24年度 農業・農村の6次産業化総合調査

農業経営体における6次産業化
販売戦略実態調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の目的のみに使用するもので、課税など統計以外の目的には使用しません。

【調査の対象】

自ら生産した農産物を消費者・卸売市場・小売業・食品製造業・外食産業などに農業協同組合などの集出荷団体を使用せず直接販売している農業経営体（農家、農業生産法人など）

【記入上の留意事項】

- 1 記入に当たっては、「調査票の記入の仕方」を参考にしてください。
- 2 平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の1年間（記入が困難な場合は記入可能な直近1年間）について記入してください。

【問合せ先】

1 農業経営体の概要

- (1) 農業の経営（管理）について、該当する番号一つを○で囲んでください。

家族経営である	101	1
家族経営でない		2

- (2) 法人等の区分について、該当する番号一つを○で囲んでください。

法人でない	102	1
法 農事組合法人		2
人 会社		3
で 農業協同組合		4
あ る その他		5
地方公共団体・財産区		6

【用語の説明】

家族経営とは、世帯単位で事業を行う場合であり、個人・法人の別は問いません。
なお、1人暮らし又は家族のうち1人で農業を営んでいる場合も「家族経営」に該当します。

2 農産物の年間販売金額について、販売先別に記入してください。

販売先		年間販売金額 (消費税を含む)			
		(億)		(万)	
合計	201				0 0 0 0 円
農協・集出荷団体	202				0 0 0 0 円
農産物の 直接販売	消費者（注）	203			0 0 0 0 円
	卸売市場	204			0 0 0 0 円
	小売業	205			0 0 0 0 円
	食品製造業	206			0 0 0 0 円
	外食産業	207			0 0 0 0 円
	その他	208			

こちらに該当した方は、2ページの設問3に進んでください。
該当しなかった方は、以上で調査は終わりです。
ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒にて、調査票を返送してください。

注：農産物直売所で販売している場合を含みます。

3 農産物の販売先別に品目分類別販売金額割合を記入してください。

販売先	品目分類別販売金額割合								
	計	米	野菜類	果実類	花き・花木	きのこ類・山菜	畜産物	その他の農産物	
消費者 (直売所での販売も含む)	301	100%	%	%	%	%	%	%	%
卸売市場	302	100%	%	%	%	%	%	%	%
小売業	303	100%	%	%	%	%	%	%	%
食品製造業	304	100%	%	%	%	%	%	%	%
外食産業	305	100%	%	%	%	%	%	%	%
その他	306	100%	%	%	%	%	%	%	%

販売先が「卸売市場」のみの場合は、4ページの設問5に進んでください。

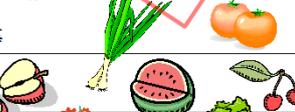
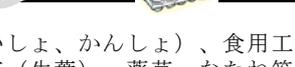
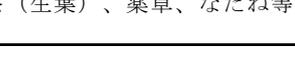
【記入例】

販売先ごとに品目分類別の割合の合計が「100%」となるように記入してください。

例：食品製造業 (野菜類50%+果実類50%=100%)
 外食産業 (米30%+野菜類40%+果実類30%=100%)

販売先	品目分類別販売金額割合								
	計	米	野菜類	果実類	花き・花木	きのこ類・山菜	畜産物	その他の農産物	
食品製造業	304	100%	%	50%	50%	%	%	%	%
外食産業	305	100%	30%	40%	30%	%	%	%	%

【品目の例】

米	精米、玄米 (注：古代米などの有色米も含めます。)	
野菜類	キャベツ、きゅうり、だいこん、たまねぎ、ねぎ、ほうれんそう、さやいんげん、やまのいも、れんこん等	
果実類	みかん、りんご、なし、もも、さくらんぼ、いちご、スイカ、メロン等	
花き・花木	切り花、球根、鉢物、花木等	
きのこ類・山菜	しいたけ、しめじ、まいたけ、わらび、ぜんまい等	
畜産物	生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、鳥卵等	
その他の農産物	上記に含まれない農産物 麦類、雑穀類、豆類(乾燥したもの)、いも類(ばれいしょ、かんしょ)、食用工業農作物(さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、茶(生葉)、薬草、なたね等の食用油の原料となる農作物)等	

4 設問3において、消費者、小売業、食品製造業、外食産業及びその他のいずれかに該当した場合、以下の設問にお答えください。

- (1) 消費者への直接販売について、直接販売の方法別に販売金額割合を記入してください。
 なお、農産物直売所で販売を行っている場合は、販売手数料の支払いについて該当する番号一つを○で囲み、販売手数料を支払っている場合は、販売手数料率を記入してください。

直接販売の方法		販売金額割合	
合計		1 0 0 %	
農産物直売所で販売	401		%
自営店舗（有人）で販売	402		%
自営店舗（無人）で販売	403		%
車などでの移動販売		404	%
通信販売	インターネット	405	%
	その他	406	%
その他の方法で販売		407	%

農産物直売所に支払う販売手数料の有無	
有り	408 1
無し	2

販売手数料率	
409	%

【用語の説明】
 農産物直売所で販売とは、自営店舗以外で、道の駅、農協等の運営する農産物直売所での販売が該当します。
 その他の方法で販売とは、無店舗での販売となり、親戚、知人やロコミ等による顧客に対する販売が該当します。

- (2) 小売業への直接販売について、販売先別に販売金額割合を記入してください。
 また、契約栽培について、該当する番号を○で囲んでください。

販売先	販売金額割合	契約栽培	
		有り	無し
合計	1 0 0 %		
百貨店	410	1	2
スーパー	411	1	2
専門店	412	1	2
その他	413	1	2

【用語の説明】
 スーパー：総合スーパー、食料品スーパー
 専門店：八百屋、果物屋、精肉店等
 その他：コンビニ、ホームセンター、ドラッグストア等

【用語の説明】
 契約栽培とは、栽培前にあらかじめ取引先と販売数量・金額等の契約を取り交わした上で農作物を栽培することをいいます。
 なお、永年性作物や畜産物等は、出荷計画を立てる前に契約を取り交わした場合、契約栽培とみなします。

- (3) 食品製造業及び外食産業との契約栽培について、該当する番号を○で囲んでください。

販売先	契約栽培	
	有り	無し
食品製造業	414 1	2
外食産業	415 1	2

- (4) その他業種への直接販売について、具体的な販売先の業種を記入してください。

販売先	
416	
417	
418	

【販売先（その他業種）の例】
 化粧品製造業、医薬品製造業、飼料・肥料製造業、旅館・ホテル、学校給食など

5 農業経営における従事者の状況

(1) 雇用されている従事者について、年間で最も多い時期の人数を性別及び年齢別に記入してください。

区 分			常雇い	臨時雇い
男性	65歳未満	501	人	人
	65歳以上	502	人	人
女性	65歳未満	503	人	人
	65歳以上	504	人	人

(2) 雇用されている従事者に支払った年間雇用労賃の総額を記入してください。

		(億)	(万)		
年間雇用労賃	505				0000円

【用語の説明】

常雇いとは、あらかじめ7か月以上の契約（口頭の契約でも可）で雇った人をいいます。

臨時雇いとは、7か月未満の契約で、農業研修生、手間替え・ゆい（労働交換）のほか、世帯から離れて住んでいる子供等の手伝いを含みます。

(3) 家族等の従事者数を性別及び年齢別に記入してください。

区 分			家族等
男性	65歳未満	506	人
	65歳以上	507	人
女性	65歳未満	508	人
	65歳以上	509	人

【用語の説明】

家族等とは、世帯員、経営者、役員等をいいます。

6 収益向上等へ向けた取組の状況について、該当する番号全てを○で囲んでください。

取組の状況			23年度実施
新たな販路の開拓や取引量の拡大	消費者	601	1
	卸売市場	602	1
	小売業	603	1
	食品製造業	604	1
	食品以外の製造業	605	1
	外食産業	606	1
宣伝・広報の強化	インターネット利用	607	1
	うち、予約、注文等にも利用	608	1
	テレビ、雑誌等のメディア利用	609	1
	その他の媒体	610	1
新たな販売方式の導入・改善やそれに伴う取組など	契約取引の導入・拡大	611	1
	販売農産物のブランド化	612	1
	生産物を加工して販売	613	1
	生産方式の改善	614	1
その他		615	1
収益向上等へ向けた取組は行わなかった			616 1

記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。
 なお、住所、電話番号の記入の必要はありません。

記入者名	担当部署
------	------

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
 同封の返信用封筒にて、調査票を返送してください。